



県 章

三重県公報

令和7年11月28日（金）

第 673 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
告 示			
789	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（地 域 福 祉 課）	3
790	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（ 同 ）	3
791	土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除	（大気・水環境課）	3
792	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	（水産資源管理課）	3
793	漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	（水産基盤整備課）	4
794	同伴	（ 同 ）	4
795	同伴	（ 同 ）	5
796	同伴	（ 同 ）	5
797	同伴	（ 同 ）	6
798	同伴	（ 同 ）	6
799	同伴	（ 同 ）	6
800	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	7
801	同伴	（ 同 ）	7
802	同伴	（ 同 ）	7
803	同伴	（ 同 ）	8
804	同伴	（ 同 ）	8
805	同伴	（ 同 ）	8
806	都市公園の供用区域の一部変更	（都 市 政 策 課）	9
海 調 委 告 示			
7	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	（三重海区漁業調整委員会）	9
8	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	（ 同 ）	10
9	三重海区漁場計画の変更案についての公聴会の開催	（ 同 ）	10
公 告			
	令和7年第2回三重県財政状況の公表	（財 政 課）	11
	三重県公営企業の業務状況の公表	（ 同 ）	11
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	（ 同 ）	20
	三重県病院事業の業務状況の公表	（ 同 ）	24
	農用地利用集積等促進計画の認可	（担 手 支 援 課）	28
	同伴	（ 同 ）	28
	農用地利用集積等促進計画の認可の取消	（ 同 ）	28
	土地改良区役員の退任の届出	（農 地 調 整 課）	29
	同伴	（ 同 ）	29
	土地改良事業の工事の完了	（ 同 ）	29
	公共測量を実施する旨の通知	（公 共 用 地 課）	29

公共測量を実施する旨の通知
同伴

(公 共 用 地 課) 29

(同) 30

特 定 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定した旨

(営 繕 課) 30

告 示

三重県告示第 789 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 7 番 2-1	居宅療養管理指導	所在地	四日市市城北町 7 番 2-1	四日市市城北町 25 番	令和 7 年 7 月 23 日
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 7 番 2-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市城北町 7 番 2-1	四日市市城北町 25 番	令和 7 年 7 月 23 日
T o . U . R ホームケアサービス	多気郡多気町油夫 372 番地 1	居宅介護支援	名称	T o . U . R ホームケアサービス	居宅介護支援事業所あしすと	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 790 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 7 番 2-1	居宅療養管理指導	所在地	四日市市城北町 7 番 2-1	四日市市城北町 25 番	令和 7 年 7 月 23 日
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 7 番 2-1	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市城北町 7 番 2-1	四日市市城北町 25 番	令和 7 年 7 月 23 日
T o . U . R ホームケアサービス	多気郡多気町油夫 372 番地 1	居宅介護支援	名称	T o . U . R ホームケアサービス	居宅介護支援事業所あしすと	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 791 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和 7 年三重県告示第 272 号により指定した区域（三重県亀山市布気町字牛櫃 1015 番 1 の一部）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

三重県告示第 792 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 895 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に

より公表します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																
第3 まいわし太平洋系群 1 都道府県別漁獲可能量 <u>17,400 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td><u>9,000 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td><u>8,100 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県まいわし中型まき網漁業	<u>9,000 トン</u>	三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>8,100 トン</u>	三重県まいわしその他漁業	現行水準	第3 まいわし太平洋系群 1 都道府県別漁獲可能量 <u>16,400 トン</u> 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> <tr> <td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td><u>8,100 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td><u>7,300 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県まいわし中型まき網漁業	<u>8,100 トン</u>	三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>7,300 トン</u>	三重県まいわしその他漁業	現行水準
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
三重県まいわし中型まき網漁業	<u>9,000 トン</u>																
三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>8,100 トン</u>																
三重県まいわしその他漁業	現行水準																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
三重県まいわし中型まき網漁業	<u>8,100 トン</u>																
三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>7,300 トン</u>																
三重県まいわしその他漁業	現行水準																

三重県告示第 793 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり安乗漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

安乗漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

志摩市阿児町安乗地先（安乗漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市阿児町安乗 494-34 番地 ほか（安乗漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 794 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり波切漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

波切漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

志摩市大王町波切地先（波切漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市大王町波切 1-6 番地 ほか（波切漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 795 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり深谷漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

深谷漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

志摩市大王町船越及び片田地先（深谷漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市大王町船越 119-35 番地 ほか（深谷漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 796 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり和具漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

和具漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

志摩市志摩町和具地先（和具漁港の漁港区域内の水域の全域）

志摩市志摩町和具 1896-167 番地 ほか（和具漁港の漁港区域内の陸域の一部）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 797 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり奈屋浦漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

奈屋浦漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

度会郡南伊勢町奈屋浦、東宮地先（奈屋浦漁港の漁港区域内の水域全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備えて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 798 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり錦漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

錦漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

度会郡大紀町錦地先（錦漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3) 沈没していると認められる船舶

(4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県伊勢農林水産事務所に備えて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和 7 年 12 月 10 日（水）

三重県告示第 799 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり三木浦漁港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和 7 年 11 月 28 日

三木浦漁港漁港管理者の長

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定区域の範囲

尾鷲市三木浦町地先（三木浦漁港の漁港区域内の水域の全域）

2 指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3) 沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）

3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県農林水産部水産基盤整備課及び三重県尾鷲農林水産事務所に備えて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4 適用の日

令和7年12月10日（水）

三重県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年11月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Aブロック）
津市久居明神町風早 2370 ほか 43 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年11月28日から令和8年1月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年11月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン（Bブロック）
津市久居明神町風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年11月28日から令和8年1月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第802号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年11月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Cブロック）
津市久居明神町風早 2488-1 ほか 38 筆

- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 11 月 28 日から令和 8 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 803 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊勢ララパーク
伊勢市小木町曾祢 538 番地
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 11 月 28 日から令和 8 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 804 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ鈴鹿
鈴鹿市庄野共進二丁目 3361-5
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 11 月 28 日から令和 8 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 805 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブライトガーデン明和
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆

- 2 明和町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和7年11月28日から令和8年1月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第806号

三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第14条の2の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

令和7年11月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 名称
大仏山公園
- 2 位置
伊勢市小俣町新村
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県伊勢建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
令和7年12月1日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第7号

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和7年11月28日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

- 1 採捕の制限
三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。
- 2 承認の対象
承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
- 3 承認の条件
委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとします。
 - (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
 - (2) その他委員会が必要と認める事項
- 4 承認証の携帯
承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。
- 5 報告書の提出
承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

9 適用除外

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとします。

三重海区漁業調整委員会告示第8号

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和7年11月28日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 天然種苗の活込尾数の制限

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第1501号	16千尾
三重区第1502号 (漁場区域2)	8千尾
三重区第1503号	30千尾

2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）に報告しなければなりません。ただし、1年当たりの活込みをした数量の合計が1に掲げる活込尾数の8割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から3日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1月1日から6月30日までの間	月の末日	7月10日まで
(2) 7月1日から9月30日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の10日まで
(3) 10月1日から12月31日までの間	活込みをした日	当該日から3日以内

3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年1月1日から同年12月31日までとします。

三重海区漁業調整委員会告示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項で準用する同法第64条第5項の規定により、三重海区漁場計画の変更案について、次のとおり公聴会を開催します。

令和7年11月28日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 期日及び場所

令和7年12月16日（火）午前10時から午前10時30分まで

三重県津市栄町一丁目954 三重県栄町庁舎4階 三重海区漁業調整委員会委員室

2 目的及び内容

次の海域における三重海区漁場計画の変更案について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	三重海区漁場計画を作成する海域
区画漁業 (藻類養殖業)	四日市市大字塩浜地先

3 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（2に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 公聴会に出席して意見を述べる。
- (2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する（ただし、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参に限る。）。

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：令和7年12月11日（木）午後5時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目954 三重県栄町庁舎4階

三重海区漁業調整委員会事務局

ファクシミリ 059-224-3012 電子メール kaikui@pref.mie.lg.jp

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公 告

令和7年第2回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和7年11月28日

三重県知事 一 見 勝 之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和7年4月1日から同年9月30日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和7年11月28日

三重県知事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和7年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曽川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、663万653立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、644万8,161立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、159万8,842立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、754万2,236立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、642万1,296立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,080万9,484立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体の令和7年度上半期の総給水量は、3,945万672立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 6 年度決算の状況は、令和 6 年度三重県水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和7年4月1日から
令和7年9月30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,807,037,199	営 業 収 益	4,112,739,071
原 水 及 び 浄 水 費	1,508,675,477	給 水 収 益	4,110,958,368
配 水 費	389,890,925	そ の 他 営 業 収 益	1,780,703
業 務 費	158,289,497		
総 係 費	259,581,300		
減 価 償 却 費	2,310,531,500		
資 産 減 耗 費	180,068,500		
営 業 外 費 用	72,910,242	営 業 外 収 益	439,300,191
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	72,910,242	受 取 利 息	9,972,602
		長 期 前 受 金 戻 入	427,476,000
		雑 収 益	1,851,589
		当 期 純 損 失	327,908,179
合 計	4,879,947,441	合 計	4,879,947,441

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	115,895,281,457	固 定 負 債	10,361,723,553
有 形 固 定 資 産	83,110,918,183	企 業 債	6,064,471,252
無 形 固 定 資 産	32,784,363,274	引 当 金	4,297,252,301
流 動 資 産	8,348,646,204	流 動 負 債	2,120,775,240
現 金 預 金	7,112,883,454	企 業 債	563,642,580
未 収 金	781,618,673	未 払 金	252,450,336
貯 蔵 品	145,617,406	そ の 他 流 動 負 債	1,304,682,324
前 払 金	1,619,258	繰 延 収 益	19,579,329,897
そ の 他 流 動 資 産	306,907,413	負 債 合 計	32,061,828,690
		資 本 金	91,777,741,045
		剰 余 金	404,357,926
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		欠 損 金	464,795,134
		(うち当期純損失)	(327,908,179)
		資 本 合 計	92,182,098,971
資 産 合 計	124,243,927,661	負 債 資 本 合 計	124,243,927,661

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 81,191,665,568 円

繰延収益の収益化累計額 20,649,902,332 円

別表 3

令和 6 年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益の収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	9,895,688,000	9,904,185,492	8,497,492	
第1項 営業収益	8,837,167,000	8,858,628,352	21,461,352	(うち仮受消費税及び地方消費税 805,190,594 円)
第2項 営業外収益	1,025,145,000	1,012,179,963	△12,965,037	(" 7,670,220 円)
第3項 特別利益	33,376,000	33,377,177	1,177	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	10,175,198,818	9,648,423,435	12,716,044	514,059,339	
第1項 営業費用	9,857,436,498	9,412,534,736	12,716,044	432,185,718	(うち仮払消費税及び地方消費税 358,701,272 円)
第2項 営業外費用	315,762,320	235,888,699	0	79,873,621	(" 7,375,928 円)
第3項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	2,330,461,000	1,518,756,000	△811,705,000	
第1項 企業債	1,200,000,000	1,200,000,000	0	
第2項 補助金	924,745,000	113,040,000	△811,705,000	翌年度繰越額に係る財源充当額等
第3項 出資金	55,716,000	55,716,000	0	
第4項 長期貸付金償還金	150,000,000	150,000,000	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	10,799,256,011	7,367,420,158	3,061,020,500	370,815,353	
第1項 建設改良費	9,289,139,011	5,857,306,027	3,061,020,500	370,812,484	(うち仮払消費税及び地方消費税 464,351,888 円)
第2項 償還金	1,510,117,000	1,510,114,131	0	2,869	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,848,664,158 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 464,351,888 円及び過年度分損益勘定留保資金 5,384,312,270 円で補てんした。

工業用水道事業

1 事業の概況

令和7年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,808万5,450立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に621万546立方メートルを、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に300万7,115立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体の総給水量は、1億730万3,111立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

令和6年度決算の状況は、令和6年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和7年 4 月 1 日から

令和7年 9 月 30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	3,065,638,240	営 業 収 益	2,668,655,083
原 水 及 び 浄 水 費	1,046,666,601	給 水 収 益	2,568,624,689
配 水 費	198,604,460	そ の 他 営 業 収 益	100,030,394
業 務 費	125,109,356		
総 係 費	223,079,323		
減 価 償 却 費	1,422,711,500		
資 産 減 耗 費	49,467,000		
営 業 外 費 用	94,584,712	営 業 外 収 益	183,489,494
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	94,584,712	受 取 利 息	8,566,402
		長 期 前 受 金 戻 入	169,506,000
		雑 収 益	5,417,092
		当 期 純 損 失	308,078,375
合 計	3,160,222,952	合 計	3,160,222,952

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	115,110,453,799	固 定 負 債	25,303,208,961
有 形 固 定 資 産	111,741,587,142	企 業 債	19,992,744,923
無 形 固 定 資 産	3,068,866,657	引 当 金	5,310,464,038
投 資 そ の 他 の 資 産	300,000,000		
流 動 資 産	6,309,240,361	流 動 負 債	1,465,806,064
現 金 預 金	5,445,724,092	企 業 債	591,289,733
未 収 金	539,736,313	未 払 金	137,887,180
貯 蔵 品	97,182,189	そ の 他 流 動 負 債	736,629,151
前 払 金	973,240	繰 延 収 益	15,897,714,552
そ の 他 流 動 資 産	225,624,527	負 債 合 計	42,666,729,577
		資 本 金	77,838,445,878
		剰 余 金	914,518,705
		資 本 剰 余 金	1,228,733,715
		欠 損 金	314,215,010
		(うち当期純損失)	(308,078,375)
		資 本 合 計	78,752,964,583
資 産 合 計	121,419,694,160	負 債 資 本 合 計	121,419,694,160

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

75,707,535,586 円
19,059,699,696 円

別表 3

令和 6 年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 工業用水道事業収益	6,399,168,000	6,477,024,046	77,856,046	
第1項 営業収益	5,900,252,000	5,908,075,168	7,823,168	(うち仮受消費税及び地方消費税 537,026,783円)
第2項 営業外収益	362,495,000	432,527,472	70,032,472	(" 42,008円)
第3項 特別利益	136,421,000	136,421,406	406	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 工業用水道事業費用	6,580,406,000	6,312,762,308	404,096	267,239,596	
第1項 営業費用	6,362,134,000	6,147,287,333	404,096	214,442,571	(うち仮払消費税及び地方消費税 271,071,297円)
第2項 営業外費用	216,272,000	165,474,975	0	50,797,025	
第3項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	2,151,113,000	2,147,476,814	△ 3,636,186	
第1項 企業債	1,800,000,000	1,800,000,000	0	
第2項 補助金	49,400,000	49,400,000	0	
第3項 出資金	292,561,000	292,561,590	590	
第4項 負担金	9,152,000	5,515,224	△ 3,636,776	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	5,768,908,670	5,209,368,550	353,955,440	205,584,680	
第1項 建設改良費	4,448,929,670	3,890,697,640	353,955,440	204,276,590	(うち仮払消費税及び地方消費税 337,425,359円)
第2項 償還金	1,219,979,000	1,218,670,910	0	1,308,090	
第3項 投資	100,000,000	100,000,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,061,891,736 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 337,425,359 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,724,466,377 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 7 年度上半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,954 万 1,701 立方メートルを処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 903 万 7,088 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 154 万 8,462 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 463 万 1,913 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 555 万 1,322 立方メートルを処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 396 万 6,570 立方メートルを処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 7 年度上半期の総処理水量は、4,427 万 7,056 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 6 年度決算の状況は、令和 6 年度三重県流域下水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和7年4月 1日から
令和7年9月30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	6,832,918,710	営 業 収 益	2,323,890,819
管 渠 費	966,511	維持管理負担金収益	2,323,890,819
ポンプ場費	78,865,500		
処理場費	2,793,760,390		
総 係 費	56,302,809		
減価償却費	3,866,909,500		
資産減耗費	36,114,000		
営 業 外 費 用	254,663,567	営 業 外 収 益	4,080,320,244
支払利息及び 企業債取扱諸費	254,609,867	受取利息及び配当金	1,787
その他の雑支出	53,700	他会計補助金	450,000,000
		長期前受金戻入	3,629,857,500
		雑 収 益	460,957
		当 期 純 損 失	683,371,214
合 計	7,087,582,277	合 計	7,087,582,277

別表 2

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	230,385,337,064	固 定 負 債	34,392,874,118
有 形 固 定 資 産	230,381,849,050	企 業 債	34,392,874,118
無 形 固 定 資 産	3,488,014	流 動 負 債	3,081,286,144
流 動 資 産	2,113,328,878	一 時 借 入 金	1,000,000,000
現 金 預 金	1,065,949,670	企 業 債	1,508,664,499
前 払 金	703,978,635	維持管理負担金繰越金	329,696,247
そ の 他 流 動 資 産	343,400,573	そ の 他 流 動 負 債	242,925,398
		繰 延 収 益	165,235,386,832
		負 債 合 計	202,709,547,094
		資 本 金	9,760,349,396
		剰 余 金	20,028,769,452
		資 本 剰 余 金	19,856,891,076
		利 益 剰 余 金	171,878,376
		(うち当期純損失)	(683,371,214)
		資 本 合 計	29,789,118,848
資 産 合 計	232,498,665,942	負 債 資 本 合 計	232,498,665,942

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

41,556,871,487 円

繰延収益の収益化累計額

38,285,272,333 円

別表 3

令和 6 年度 三重県流域下水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 流域下水道事業収益	14,600,049,000	14,662,637,016	62,588,016	(うち仮受消費税及び地方消費税 661,055,625 円) (" 604,238 円)
第 1 項 営 業 収 益	7,273,409,000	7,271,612,327	△1,796,673	
第 2 項 営 業 外 収 益	7,326,640,000	7,391,024,689	64,384,689	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 流域下水道事業費用	14,279,196,000	14,045,222,965	0	233,973,035	(うち仮払消費税及び地方消費税 538,431,750 円) (" 3,568 円)
第 1 項 営 業 費 用	13,669,955,000	13,491,719,967	0	178,235,033	
第 2 項 営 業 外 費 用	608,741,000	553,502,998	0	55,238,002	
第 3 項 予 備 費	500,000	0	0	500,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 資 本 的 収 入	12,834,187,000	11,269,418,000	△1,564,769,000	(うち仮受消費税及び地方消費税 159,155,341 円)
第 1 項 企 業 債	2,661,878,000	2,286,900,000	△374,978,000	
第 2 項 補 助 金	7,848,926,000	7,231,809,000	△617,117,000	
第 3 項 負 担 金	2,323,383,000	1,750,709,000	△572,674,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 資 本 的 支 出	13,458,888,000	12,147,516,725	1,308,441,000	2,930,275	(うち仮払消費税及び地方消費税 803,545,833 円)
第 1 項 建 設 改 良 費	10,453,293,000	9,141,924,209	1,308,441,000	2,927,791	
第 2 項 償 還 金	3,005,595,000	3,005,592,516	0	2,484	

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 121,394,000 円を除き、前年度から繰り越された支出の財源に充当する額 369,648,000 円を加えた額 11,517,672,000 円が、資本的支出額に不足する額 629,844,725 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 123,224,546 円、過年度分損益勘定留保資金 8,475,471 円及び当年度分損益勘定留保資金 498,144,708 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和 7 年度の業務予定量に対する令和 7 年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9 月末実績
(1) 病 床 数	700 床	700 床
一 般 病 床	282 床	282 床
精 神 病 床	418 床	418 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	175,930 人	70,447 人
外 来	139,150 人	58,055 人
(3) 1 日平均患者数		
入 院	482 人	385 人
外 来	575 人	468 人

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 6 年度決算の状況は、令和 6 年度三重県病院事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 7 年 9 月30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,791,526,610	医 業 収 益	1,212,021,142
給 与 費	1,460,924,323	入 院 収 益	965,177,851
材 料 費	117,169,781	外 来 収 益	214,056,359
経 費	929,918,634	そ の 他 医 業 収 益	32,786,932
減 価 償 却 費	278,323,500		
資 産 減 耗 費	974,030		
研 究 研 修 費	4,216,342		
医 業 外 費 用	103,944,068	医 業 外 収 益	1,573,790,193
支 払 利 息 及 び	33,356,571	受 取 利 息 配 当 金	1,199,204
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	65,567,500
長期前払消費税償却	13,772,500	長 期 前 受 金 戻 入	157,322,000
患者外給食材料費	373,137	補 助 金	2,661,500
雑 損 失	56,441,860	負 担 金	1,254,437,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	92,602,989
		当 期 純 損 失	109,659,343
合 計	2,895,470,678	合 計	2,895,470,678

別表 2

三重県病院事業貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	7,233,266,229	固 定 負 債	10,227,089,060
有 形 固 定 資 産	6,960,187,474	企 業 債	4,448,122,882
無 形 固 定 資 産	2,298,889	他 会 計 借 入 金	4,490,592,278
投資その他の資産	270,779,866	引 当 金	1,288,373,900
流 動 資 産	2,657,517,111	流 動 負 債	1,640,181,105
現 金 預 金	2,163,504,048	企 業 債	369,537,543
未 収 金	422,013,817	引 当 金	194,683,000
貯 蔵 品	4,460,616	未 払 金	166,221,814
前 払 費 用	11,575,835	未 払 消 費 税 及び地方消費税	1,527,500
前 払 金	41,139,428	前 受 金	893,995,500
そ の 他 流 動 資 産	14,823,367	そ の 他 流 動 負 債	14,215,748
		繰 延 収 益	1,373,148,536
		負 債 合 計	13,240,418,701
		資 本 金	311,409,778
		剰 余 金	△ 3,661,045,139
		資 本 剰 余 金	1,371,558,750
		欠 損 金	5,032,603,889
		(うち当期純損失)	(109,659,343)
		資 本 合 計	△ 3,349,635,361
資 産 合 計	9,890,783,340	負 債 資 本 合 計	9,890,783,340

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

18,933,946,904 円

繰延収益の収益化累計額

7,446,360,157 円

別表 3

令和6年度 三重県病院事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 病院事業収益	5,344,638,000	5,344,539,139	△ 98,861	
第1項 医 業 収 益	2,434,389,000	2,442,655,298	8,266,298	(うち仮受消費税及び地方消費税 11,111,304円)
第2項 医 業 外 収 益	2,910,249,000	2,901,883,841	△ 8,365,159	(" 2,443,428円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
第1款 病院事業費用	5,923,082,000	5,865,822,546	0	57,259,454	
第1項 医 業 費 用	5,801,025,346	5,743,765,892	0	57,259,454	(うち仮払消費税及び地方消費 89,493,715円)
第2項 医 業 外 費 用	122,056,654	122,056,654	0	0	(" 60,468円)

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	838,650,000	827,153,350	△ 11,496,650	
第1項 企 業 債	397,400,000	393,000,000	△ 4,400,000	
第2項 県 費 負 担 金	427,928,000	423,664,350	△ 4,263,650	
第3項 短期貸付金返還金	0	0	0	
第4項 国 庫 補 助 金	9,290,000	9,289,000	△ 1,000	
第5項 固定資産売却代金	2,832,000	0	△ 2,832,000	
第6項 長期貸付金返還金	1,200,000	1,200,000	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
第1款 資本的支出	1,249,535,000	1,234,039,882	1,798,280	13,696,838	
第1項 建 設 改 良 費	422,388,000	406,894,158	1,798,280	13,695,562	(うち仮払消費税 及び地方消費税 36,980,512円)
第2項 企業債償還金	737,147,000	737,145,724	0	1,276	
第3項 長期借入金償還金	90,000,000	90,000,000	0	0	
第4項 長 期 貸 付 金	0	0	0	0	
第5項 短 期 貸 付 金	0	0	0	0	

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額 406,886,532 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,350,325 円及び過年度分損益勘定留保資金 405,536,207 円で補てんした。

※たな卸資産購入額 144,267,423 円 (うち仮払消費税及び地方消費税 13,115,109 円)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	1 筆
津市	21 筆
御浜町	4 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 11 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	610 筆
いなべ市	67 筆
木曽岬町	183 筆
四日市市	703 筆
鈴鹿市	50 筆
亀山市	20 筆
菰野町	859 筆
朝日町	307 筆
津市	169 筆
松阪市	174 筆
多気町	1 筆
明和町	393 筆
大台町	22 筆
伊勢市	6 筆
玉城町	2 筆
伊賀市	13 筆
尾鷲市	3 筆
御浜町	17 筆
紀宝町	11 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 11 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 7 年 11 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者	賃借権の設定等を受ける者	農地中間管理権の設定等及び
-----------------	--------------	---------------

氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	賃借権の設定等を受ける土地
木村 久好	津市	有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町北家城八幡 1388 ほか 2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 7 年 11 月 28 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

退任理事

度会郡玉城町長更 442 番地 1

渡 辺 吉 和

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川左岸第一土地改良区（度会郡玉城町長更 141 番地）

退任理事

度会郡玉城町長更 442 番地 1

渡 辺 吉 和

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水（排水対策特別）事業	川東地区	昭和 63 年 3 月 31 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（地形測量）

2 作業期間

令和 7 年 10 月 20 日から令和 8 年 5 月 7 日まで

3 作業地域

津市美杉町奥津

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 7 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準点測量）

2 作業期間

令和 7 年 11 月 18 日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 作業地域

四日市市水沢町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、東員町長から通知がありました。

令和7年11月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年11月20日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域
員弁郡東員町大字鳥取

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年11月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 令和7年度営繕第0355-分2001号
三重県工業研究所ものづくりの総合拠点（仮称）整備工事設計業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部営繕課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和7年10月21日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
株式会社山下設計 中部支社
専務執行役員支社長 和田 直 |
| 5 | 契 約 金 額 | 319,000,000円（うち消費税及び地方消費税 29,000,000円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
